

興田地区振興会「役員報酬の支給に関する規則」

(目的)

第1条 この規則は、興田地区振興会規約（以下、「規約」と言う。）第16条に定める役員の報酬の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、規約第5条に定める役員に適用する。

(報酬の額)

第3条 役員の報酬の額は、会計年度ごとに別表のとおりとする。

(支払方法)

第4条 報酬の支払い方法は、現金とする。

(月割計算)

第5条 理事以外の役員のうち1年の中途において役員となった者の報酬は、その日の属する月の翌月分から月割りにより計算した額を支給する。ただし、役員となった日が月の初日である場合は、その月分から支給する。

2 1年の途中で役員で無くなったときは、前項の例によりその属する日まで月割りで支給する。

3 役員報酬を月割りによって計算するときは、年額報酬を12で除し、月割計算に係る月数を乗じて計算する。ただし年額報酬を12で除した額に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(報酬の支払日)

第6条 役員の報酬の支給日は3月とする。

附 則

1、この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役職名	報酬額（円）	備考
会 長	60,000	年額
副会長	36,000	年額
監 事	20,000	年額
理 事	1,000	理事会出席1回あたり